

はじめて身体障害者手帳を申請される方へ

手帳を申請するために必要なものは次のとおりです。

1 診断書（診断日から3か月以内のもの）

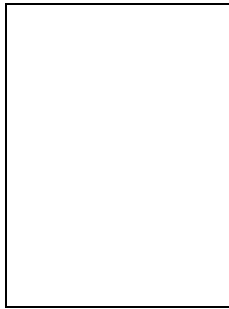
所定の「身体障害者手帳用の診断書」を指定医療機関へ持参し、診断書を作成してもらってください。（診断に要する費用や診断書料は本人負担となります。）

○目の障害（視覚障害）	○耳の障害（聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害）	
○体や手足の障害（肢体不自由）	○心臓機能障害	○肝臓機能障害
○じん臓機能障害	○呼吸器機能障害	○ぼうこう・直腸機能障害
○小腸機能障害	○免疫機能障害	

※地域福祉課で診断書はお渡ししますが、手帳に該当するかの判断は指定医師が行うものであり、まずは指定医師にご相談下さい。

2 写真（上半身、脱帽、最近写したもの） 1枚

横3センチ



（注意）

縦 ※カラー・白黒いずれも可。
4 ※カラー印刷、ポラロイドは不可。
セ
ン
チ

3 手帳交付申請書（用紙は地域福祉課にあります。） 1部

4 手続き対象者の個人番号確認書類 1部

5 来庁者の本人確認書類 1部

6 委任状（代理人の方が申請する場合）※原本 1部

必要書類について
裏面を確認して
必ずご持参ください。

7 送付先設定届出書（用紙は地域福祉課にあります。） 1部

※申請者の住所以外を送付先として希望する場合のみ。

手帳申請後、約1か月半で県から地域福祉課に手帳が届きます。文書でお知らせいたしますので、届いた文書と印鑑を御持参の上、地域福祉課まで手帳の受領にお越しく下さい。（ただし、申請が却下される場合もあります。）

個人番号が確認できるもの、本人確認ができるものがない場合、
手続きができませんので、必ず、持参してください。

4 手続き対象者の個人番号確認書類

- (1) 個人番号カード
- (2) 個人番号通知カード
- (3) 個人番号が記載された住民票 のうちどれか1つ

5 来庁者の本人確認書類

- (1) 顔写真付きで官公署が発行したもののうちどれか1つ
(例) 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、パスポートなど
- (2) (1) がない場合は、次のもののうちどれか2つ
(例) 医療保険の資格確認書・資格情報のお知らせ、年金手帳、児童扶養手当証書、
自立支援医療受給者証など

6 委任状（原本）

- ※委任状の様式は地域福祉課窓口またはホームページまで
- ※委任状の作成が難しい場合は問合せ先にご相談ください。

問合せ先 新居浜市役所福祉部 地域福祉課（新居浜市役所1階）

電話（0897）65-1237 FAX（0897）37-3844